

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 30 年6月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700063号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800006号

第1 結論

請求者のA社における平成8年2月1日から同年3月1日までの期間、同年11月1日から平成9年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から平成10年6月1日までの期間、同年7月1日から平成11年6月1日までの期間、同年10月1日から平成14年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成20年1月1日までの期間(以下「本件訂正期間」という。)の標準報酬月額を訂正することが必要である。本件訂正期間の標準報酬月額については、別表のとおりとする。

平成8年2月、同年11月から平成9年5月まで、同年7月及び同年8月、同年11月から平成10年5月まで、同年7月から平成11年5月まで、同年10月から平成14年5月まで、同年7月及び同年8月並びに同年10月から平成19年12月まで(以下「本件訂正年月」という。)の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る本件訂正年月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年8月1日から平成20年5月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、給与支給額より低く記録されている上、ねんきん定期便の保険料納付額と給料支払明細書の厚生年金保険料控除額が一致していない。

請求期間の一部の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、本件訂正期間については、請求者から提出されたA社の給料支払明細書（以下「明細書」という。）により確認できる報酬月額及び確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求者が、本件訂正期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間のうち本件訂正期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件訂正年月の標準報酬月額については、請求者から提出された明細書により確認できる報酬月額及び確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、本件訂正期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができないが、B年金事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（平成16年9月、平成17年9月及び平成19年9月適用）及び同報酬月額変更届（平成18年9月改定）に記載された請求者の報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であること、並びに明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の本件訂正期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間、平成9年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、平成10年6月1日から同年7月1日までの期間、平成11年6月1日から同年10月1日までの期間、平成14年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成20年1月1日から同年5月1日までの期間（以下「本件不訂正期間1」という。）については、明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成4年8月1日から平成8年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年10月1日までの期間（以下「本件不訂正期間2」という。）については、請求者から明細書の提出がない上、前述のとおりA社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、請求者の本件不訂正期間2における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、本件不訂正期間1及び2における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、本件不訂正期間1及び2について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700063号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800006号

訂正年月	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成8年2月	19万円	15万円
平成8年11月から平成9年5月まで	20万円	
平成9年7月	18万円	
平成9年8月	19万円	
平成9年11月から平成10年5月まで	20万円	
平成10年7月及び同年8月	20万円	
平成10年9月	18万円	
平成10年10月から平成11年5月まで	20万円	
平成11年10月から平成13年1月まで	20万円	
平成13年2月から同年7月まで	22万円	
平成13年8月	28万円	
平成13年9月	22万円	
平成13年10月	20万円	
平成13年11月及び同年12月	22万円	
平成14年1月	17万円	
平成14年2月及び同年3月	22万円	
平成14年4月	18万円	
平成14年5月	16万円	
平成14年7月及び同年8月	22万円	
平成14年10月から平成15年8月まで	22万円	
平成15年9月から平成17年8月まで	24万円	
平成17年9月から平成18年8月まで	26万円	
平成18年9月から平成19年8月まで	20万円	13万4,000円
平成19年9月	20万円	15万円
平成19年10月	26万円	
平成19年11月	24万円	
平成19年12月	26万円	

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700062号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1800001号

第1 結論

昭和36年4月から昭和58年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和58年3月まで

昭和36年4月に、母親がA市役所において私の国民年金の加入手続を行い、同月から昭和58年4月頃までの期間、母親が私の国民年金保険料を納めてくれた。

また、昭和58年4月頃だったと思うが、A市の集金人に、「今納めている国民年金に加えて、今から10年遡って国民年金保険料を納めれば、年金がもらえます。」と言われたため、母親が10年分の保険料を重複して納めたにもかかわらず、国民年金被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

戸籍の改製原附票により、請求者が請求期間において住所地を定めていることが確認できるB市C区、B市D区及びA市はいずれも、「請求者に係る国民年金手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入の期間であり、請求者の母親が当該期間に係る保険料を納付することはできなかつたと判断できる。

また、昭和58年4月は過去3回実施された特例納付の実施期間のいずれにも該当しないことから当該制度を利用することができず、国民年金保険料を遡って10年分納付したとする期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、A市は集金人の雇用状況等について、「当時の資料が残っておらず不明である。」旨回答しており、保険料の納付について確認できない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母親も既に亡くなっていることか

ら、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700061号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800005号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA県B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA県C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和54年7月1日から昭和62年7月3日まで

請求期間①について、A県B事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、国又は県の臨時的任用職員として交互に雇用されながら、A県C事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②について年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②のうち、昭和54年4月1日から昭和55年3月31日までの期間については、A県D課は、「昭和55年3月31日までの期間について、請求者の雇用歴は確認できない。」旨回答しており、請求者の雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、A県B事業所及びA県C事業所における請求者の勤務実態について確認できない。

一方、請求期間②のうち、昭和55年4月1日から昭和62年7月3日までの期間については、請求者の雇用保険の被保険者記録、A県D課から提出された請求者に係る「勤務期間および勤務態様証明書」及び請求期間②当時における複数の給与事務担当者の陳述内容から、請求者が臨時的任用職員として、昭和55年4月1日から同年5月31日までの期間はA県E事業所、同年6月1日から同年7月31日までの期間はA県F事業所並びに同年9月1日から同年12月27日までの期間及び昭和56年1月5

日から昭和62年6月20日までの期間はA県C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A県E事業所は昭和56年7月6日、A県F事業所は昭和59年1月17日、A県C事業所は昭和61年4月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、前述の複数の給与事務担当者は、「臨時的任用職員は、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」旨陳述している上、請求者が請求期間②当時に臨時的任用職員だったと記憶している複数の同僚についても、請求者と同様に、A県C事業所で雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、請求期間②において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。